報告事項１（意見聴取）

令和３年９月定例府議会提出予定の追加議案について

　令和３年９月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和３年11月15日

大阪府教育委員会

〇事件議決案

１　動産買入れの件（産業教育振興設備）

２　大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件

＜参考＞

〇今後の予定

11月22日以降　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取

11月26日 意見聴取に対する回答期限

11月29日　　　９月定例府議会本会議開会

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 動産買入れの件（分析システム） | 大阪府立茨木工科高等学校及び大阪府立堺工科高等学校で使用する分析システムの購入  買入れ金額　１億６３８万９，８００円  買入れ先　　大研科学産業株式会社 |
| ２ | 大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件 | 大阪府立藤井寺支援学校において発生した生徒の負傷事案に関して、損害賠償の額を決定し、民事調停法第16条の規定により調停に合意するため、議決を求めるもの。 |